

○内閣府告示第三百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第二百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年十一月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 二 構造改革特別区域の名称 六甲有馬観光特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 神戸市東灘区、灘区、中央区及び北区の区域のうち国立公園の区域並びに神戸市北区有馬町の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百二十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年十一月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山市
- 二 構造改革特別区域の名称 キャリア教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岡山市の全域

○内閣府告示第三百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十年内閣府告示第三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年十一月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山市
- 二 構造改革特別区域の名称 岡山市御津教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岡山市の区域の一部（旧御津町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百二十七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年十一月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島市
- 二 構造改革特別区域の名称 ビジネス人材養成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島市の全域